

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南伊豆町長 岡部 克仁

市町村名 (市町村コード)	南伊豆町 (304)
地域名 (地域内農業集落名)	南伊豆町 (手石・湊・青市・石井・加納・二條・市之瀬・青野・下小野・上小野・岩殿・毛倉野・蛇石・平戸・伊浜・落居・下流・大瀬・川合野・一色・子浦・一町田・下賀茂)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月22日 (第22回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当町は、農地の環境悪化と高齢化が進んでいることから遊休農地が増加してきている。具体的には、農道の狭さ、水路等の老朽化による水利機能の低下、鳥獣被害の増加等、対処すべき課題が多数ある。また、農地の持続的な利用を促進していくためには、既存耕作者の継続的な農地の利活用、新規就農者の確保及び育成に取り組んでいくことも重要となる。具体的には、国県の補助金制度を活用している個人、団体への継続的な支援、直売所出荷者等の小規模経営体による農地の利活用、就農希望者に対する研修環境の整備、農地の幹旋・集約化、農作業環境の整備補助等、複合的な支援を検討していく必要がある。合わせて、定期的な課題の抽出、対策の検討の機会を設ける必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現状の担い手の農地利用状況に配慮しつつ、新規就農者を確保するためには、農地利用意向調査の結果に基づく農地の幹旋や、荒廃農地の整備も含めて取り組むことで、農地の集積・集約化を進める。その実現に向けては、町、農業委員、関係団体等が連携し、計画的に取り組むことが重要であり、地域と担い手が一体となって取り組める体制構築を図る。生産作物については、水稻、柑橘、花卉(ストレリチア、マーガレット等)、施設野菜(イチゴ等)、野ブキ、有機農業(菜花等)を中心に、既存生産者の生産基盤を維持しつつ、新たに基盤整備される予定の圃場については、今後参入予定の法人を中心とし、レモンの生産を進め、新たな地域農業の主作物として取り組んでいくことで、地元雇用等、地域経済に対する波及も目指していく必要がある。さらに、これら作物については、「南伊豆野菜」としてのブランド化も重要であると考えている。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	185 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	185 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内農地及び担い手を位置付けられた農地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
<p>集団農地の確保が困難な地域であることから、地区毎に点在する担い手を中心に、該当地区内の圃場を活用してもらうよう促すことで集積・集約化を進める。その上で、集落内農業者同士の共同作業等、農地の管理運用については相互に協力していくことが重要である。また、地域内でまとまった農地を農地バンクに貸付る際に活用できる補助事業の活用により、農地の担い手への集約と農地や周辺環境の維持管理を進めることで、農地の利活用促進、適切な維持管理ができる環境の整備を進める。</p>
(2)農地中間管理機構の活用方針
<p>農地利用状況調査及び農地利用意向調査結果を考慮の上、農地バンクへの貸付けを進める。借り手となる担い手については、認定農業者、農業生産法人等への農地の集積・集約化を基本としつつ、新規就農者等については、地域計画における農業を担う者への位置付けを積極的に行うことで、借り手の確保に取り組む。</p>
(3)基盤整備事業への取組方針
<p>青市、湊、手石、市之瀬の各集落において、静岡県と連携しながら農地基盤整備に取り組む計画となっており、集落説明会や整備圃場を活用できる農業生産法人の誘致に取り組んでいく。</p>
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
<p>地域内の既存耕作者、移住者等も含め、地域内外から多様な経営体を募り、それら担い手の意向を踏まえながら、町、静岡県、JA、農業委員等と連携し、事前相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。また、研修圃場を運営する地域団体と連携し、研修終了後の農地斡旋についても共同で進めることで、農地の効率的な利用促進に繋げることが重要である。</p>
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
<p>作業の効率化の内、草刈り等の作業においては、南伊豆町シルバー人材センターへの委託も検討する。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣対策においては、町、賀茂猟友会南伊豆分会とが連携して駆除対策に取り組んでいる。また、農地の被害防止対策については、町が取り組む「有害鳥獣等被害防止対策事業費補助金」、「南伊豆町鳥獣緩衝帯整備事業補助金」、「南伊豆町鳥獣被害防止柵設置アドバイザー派遣制度」等、個人、集落問わず、鳥獣被害対策について、町、団体、専門家と連携して対応していく。
- ②伊豆南地域有機農業推進協議会を中心とした、地域内で有機農業に取り組む農業者と連携し、町内での有機農業の普及促進に取り組む。
- ⑤果樹栽培は、柑橘類を中心とし、特に基盤整備圃場ではレモン栽培の普及に取り組む。
- ⑦農業振興会の百姓祭や日野菜の花畑、河津桜並木の保全活動など、景観保全や地域活性化に寄与する活動の促進を図る。